

1. 制度改正の概要

2010年度に「生命保険料控除制度(注)」が改正され、2012年1月1日以後に締結した生命保険契約に改正後の生命保険料控除制度(以下、「新制度」といいます)が適用されます。(改正前の生命保険料控除制度は、以下、「旧制度」といいます)

(注)生命保険料控除制度とは、生命保険料や個人年金保険料をお支払いの場合に、年間の支払保険料に応じて一定金額の所得控除を受けることができる制度です。

「介護医療保険料控除」の新設

現行の「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」に加えて、介護保障・医療保障に係る保険料について「介護医療保険料控除」が新設されました。所得控除限度額は、所得税4万円、住民税2.8万円です。

「一般生命保険料控除」および「個人年金保険料控除」の所得控除限度額の変更

「一般生命保険料控除」および「個人年金保険料控除」の所得控除限度額が、それぞれ所得税4万円、住民税2.8万円に変更となります。(現行は、それぞれ、所得税5万円、住民税3.5万円です)

制度全体の所得控除限度額の変更

「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」および「介護医療保険料控除」を合わせた全体の所得控除限度額が、所得税の場合は、12万円に変更されます。(住民税の場合は、7万円のまま変更ありません)

生命保険料控除の対象外となる特約等の取り扱い

身体の傷害のみに基因して保険金が支払われる特約等に係る保険料は、生命保険料控除の対象外になります。このため、実際にお払い込みいただいた保険料と生命保険料控除証明書で証明される金額が異なる場合がございます。

○旧制度

●一般生命保険料控除 所得控除限度額	所得税 5万円 住民税3.5万円
●個人年金保険料控除 所得控除限度額	所得税 5万円 住民税3.5万円
全体の所得控除限度額	所得税10万円 住民税 7万円

○新制度

●一般生命保険料控除 所得控除限度額	所得税 4万円 住民税2.8万円
●介護医療保険料控除 所得控除限度額	所得税 4万円 住民税2.8万円
●個人年金保険料控除 所得控除限度額	所得税 4万円 住民税2.8万円
●生命保険料控除の対象外 身体の傷害のみに基因して支払われる 特約等に係る保険料	
全体の所得控除限度額	所得税12万円 住民税 7万円

本内容は2023年6月現在の法令等に基づいて記載しています。
今後、税制の変更にともない、記載内容が変更される場合がございます。